

津幡町生殖補助医療費助成について

＜申請先・問合せ先＞
津幡町 健康推進課 TEL:288-7926

助成対象者	夫婦(事実婚を含む)であり、以下全てに該当する方 <input type="checkbox"/> 津幡町に住所を置いて、1年以上経過してから治療を開始している。 <input type="checkbox"/> 治療開始以降も津幡町に住所を有している。 <input type="checkbox"/> 医療保険に加入している。 <input type="checkbox"/> 治療開始時において妻の年齢が43歳未満である。 ※妻の治療開始年齢が40歳未満の方は6回まで、40～42歳までの方は3回までとし、43歳以降の治療は対象外
助成金額	治療を開始してから1年間に掛った治療費の2分の1(上限15万円) ※令和7年4月以降に開始した治療が対象です。
申請期限	治療を受けた日の属する年度内 (1年度とは4月1日から翌年の3月31日まで) 治療途中でも年度内に掛った費用については年度内に申請してください。
申請に必要な物	①不妊治療費助成交付申請書(請求書) ②医療機関受診等証明書 ※院外処方費用も申請する場合は薬局でも同書類を記載してもら必要があります ※証明書発行に掛った費用は助成対象外となります。 ③申請に係るすべての医療機関の領収書・明細書の原本 ※領収書の原本の提出・提示がない場合は、医療機関の証明があっても助成対象外となりますので、ご了承ください。 ※ご自身の控えとして原本が必要な場合は、 <u>コピーしたものを、原本とともに提出してください。</u> 手続き終了後に、原本を返却します。 ※以下④～⑧に該当する場合はそれぞれ書類を提出してください ④高額療養費の払戻しがあつた…通知書等その金額がわかる書類の写し 限度額適用認定証を利用した…認定証の写し (マイナンバーカードを健康保険証として使用し、限度額に抑えられている場合は不要) ⑤健康保険に付加給付制度がある…給付額が分かる書類の写し ⑥夫婦とも町内在住だが世帯が異なる…戸籍謄本 ⑦夫婦の一方が津幡町民でない…町民でない方の住民票 ⑧事実婚である…事実婚に関する申立書及び夫婦それぞれの戸籍謄本
申請時に窓口で提示するもの	・夫婦の健康保険の資格確認ができるもの (例)保険証・マイナポータル画面(写真でも可)・資格証明書 ・振込先(銀行名・支店名・口座番号)のわかるもの
注意事項	・前年度に掛った費用については助成の対象にはなりません。 ・ 申請書の提出をもって助成申請を受け付けます。 治療が3月中も続いている場合等、申請期限内に全ての書類の提出が困難な場合は、申請書提出の際に申し出てください。 ・申請書以外の書類の最終提出期限は 翌年度の6月末日 です。 ・ 高額療養費制度による後日払戻しがある医療保険に加入されている方は、必ず保険への申請後に助成申請をお願いいたします。

≪高額療養費制度について≫
 高額療養費制度とは医療機関や薬局で支払った額が同一月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。年齢や所得に応じて限度額の区分が定められています。医療費の支払い後に限度額の払い戻しを受けるには、手続きが必要な場合があります。手続きの詳細はご加入の健康保険組合にお尋ねください。

≪付加給付制度について≫
 医療費が一定の自己負担額を超えた場合、その超えた金額を健康保険組合が支給してくれる健康保険組合独自の制度です。助成金額算出の際は付加給付金額を差し引きします。詳細は健康保険組合にお問い合わせください(診療月から付加給付決定までに概ね2～3ヶ月かかります)